

令和8年度 沖縄県生活困窮者自立支援事業 業務委託に係る企画提案仕様書

1 委託事業名

令和8年度沖縄県生活困窮者自立支援事業

2 事業の目的

次に掲げる生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づく事業等を一体的に実施することにより、町村部における生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）の自立の促進を図る。

- (1) 法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）
- (2) 法同条第6項第1号に規定する生活困窮者居住支援事業（以下「居住支援事業」という。）
- (3) 法同条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業（以下「家計改善支援事業」という。）
- (4) 法第10条第1項に規定する都道府県の市等の職員に対する研修等事業として実施する人材養成推進事業

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 予算額 ※企画提案のために提示するものであり、契約金額ではない。

163,329千円（消費税及び地方消費税を含む。）

<内訳>

① 自立相談支援事業	108,608千円
② 居住支援事業	9,288千円
③ 家計改善支援事業	21,227千円
④ 家計改善支援強化事業	11,285千円
⑤ 人材養成推進事業	600千円
⑥ アウトリーチ支援事業	11,379千円

5 対象経費

(1) 自立相談支援事業

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金

(2) 居住支援事業

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、入所者食料費、入所者日用品費、原材料費、負担金

(3) 家計改善支援事業

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金

(4) 家計改善支援強化事業

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金

(5) 人材養成推進事業

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金

(6) アウトリーチ支援事業

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、会議費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く。）、負担金

(7) 自立相談機能強化事業

以下の経費のうち、支援員の処遇改善に関する取組として支出するものに限る。

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費

6 委託業務の内容

(1) 次に掲げる通知で規定する内容とする。

ア 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成 27 年 7 月 27 日付社援発 0727 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙の別添 1、別添 6、別添 8、別添 10 の 3 の(1)（最新：令和 8 年 2 月 24 日社援発 0224 第 4 号）

イ 「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について」（平成 27 年 3 月 27 日社援発 0327 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（最新：令和 7 年 5 月 14 日第 15 版）

ウ 「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成 27 年 3 月 6 日社援地発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別添 1「自立相談支援事業の手引き」、別添 4「居住支援事業の手引き」、別添 5「家計改善支援事業の手引き」（令和 7 年 4 月 1 日付け一部改正後）

<参考>

- ① 自立相談支援事業（上記アの別添 1 の事業）
- ② 居住支援事業（上記アの別添 6 の事業）
- ③ 家計改善支援事業（上記アの別添 8 の事業）
- ④ 家計改善支援強化事業（上記アの別添 8 の事業）
- ⑤ 人材養成推進事業（上記アの別添 10 の 3 の(1)の事業）
- ⑥ アウトリーチ支援事業（上記アの別添 1 の事業のうちアウトリーチ支援に関する事）

※ 上記イ及びウは全てに関連する。

(2) 相談窓口の設置

ア 設置場所

現在、運営している窓口を継続することを基本とし、北部圏域：1 か所、中部圏域：1 か所以上、南部圏域：1 か所以上、計 3 か所以上設置する。移転や新設する場合は、生活困窮者が福祉事務所やハローワークを利用することに留意する。

（参考）現在、運営している窓口（自立相談支援機関）

- ① 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 北部
(名護市大中3-9-1 官公労2階)
- ② 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 中部
(沖縄市明道1-21-5 1階)
- ③ 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 南部支所
(那覇市泉崎1-20-10 カフーナ旭橋A地区6階 グッジョブセンターおきなわ内)
- ④ 沖縄県就職・生活支援パーソナルサポートセンター 南部
(南風原町宮平496-21 SKSビル1階)

イ 業務実施日時等

- (ア) 業務実施日時は、平日（月曜日～金曜日）の午前8時45分から午後5時15分までとする。相談窓口の開所日時は生活困窮者の利便性を考慮し、適切に設定する。
- (イ) 休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日及び慰霊の日とする。
- (ウ) なお、相談者の状況によっては、上記日時以外の対応が必要となる場合がある。

ウ その他

- (ア) 面談スペースはプライバシーを保つことができるよう配慮する。
- (イ) 窓口で就労に関する情報を得られるようにする。
- (ウ) 利用できる窓口は、生活困窮者の居住地によって制限しない。

(3) 支援員等の配置

次に掲げる各事業の支援員等を適切に、各窓口に配置する。各圏域での相談業務が円滑に実施できるよう人員配置すること。配置にあたっては、別表を参照すること。

なお、各事業の支援員等は以下に記載がない限り、原則、兼務できないものとする。

ア 自立相談支援事業

(ア) 主任相談支援員

生活困窮者支援の理念を適切に理解し、相談支援業務のマネジメント（支援内容及び進捗状況の確認、助言、指導）及び社会資源の開発・連携等を適切にできる常勤の職員を「4」以上配置する。うち1人

を本業務の進捗を管理する責任者（総括責任者）とすること。

(イ) 相談支援員、就労支援員

次に掲げる者を常勤換算方法で、計「13」以上配置する。なお、aとbは兼務できるものとする。

- a 相談支援全般に当たる「相談支援員」
- b 就労支援に関するノウハウがある「就労支援員」

(ウ) 住まい相談支援員

常勤換算方法で「1」以上配置する。住まいに関する相談業務のマネジメントや関係機関とのコーディネート機能を担うことができる者を配置すること。

(エ) 相談補助員

常勤換算方法で、「1」以上配置できる。相談補助員は、初期相談の対応や記録等を行う者や、その他本事業の相談業務が円滑に実施できる者を配置することができる。

(オ) その他

(ア)から(エ)のほか、本事業の履行に必要な者を配置できるものとする。

イ 家計改善支援事業及び家計改善支援強化事業

(ア) 家計改善支援員

次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる者を常勤換算方法で、家計改善支援事業として「4」以上及び家計改善支援強化事業として「1」以上配置する。

- a 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者
- b 社会福祉士の資格を有する者
- c 社会保険労務士の資格を有する者
- d ファイナンシャルプランナーの資格を有する者
- e その他 a～dに掲げる者と同等の能力又は実務経験を有する者

※同等の能力又は実務経験を有する者とは、国又は地方公共団体において、家計改善支援員として従事した経験が1年以上ある者、若しくは厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けている者。

ウ 人材養成推進事業

(ア) 人材養成研修担当者

研修企画チームの運営や沖縄県担当者と連絡調整を主で行う者を1人以上指定すること。

エ アウトリーチ支援事業

(ア) アウトリーチ支援員

常勤換算方法で、「2」以上配置する。アウトリーチ支援員は、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対して、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援を行うことができる者を配置すること。

複数配置する場合は、アウトリーチ支援事業責任者を配置し、責任者以外は兼務を可能とする。

常勤換算方法とは、当該支援員のそれぞれの勤務延時間数の総数を受託事業者において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

(4) その他、6の(1)に関連して実施する取組

ア 自立相談支援事業について

(ア) 就職後の職場定着や正職転換に向けた支援を実施する。

(イ) 法第3条第7項に規定する子どもの学習・生活支援事業の利用希望者が、円滑に事業を利用するために必要な取組を実施する。

(ロ) 就労訓練事業の利用希望者が、円滑に事業を利用するために必要な取組を実施する。

(ハ) ひきこもり等の理由で、自ら相談に訪れることが困難な者を支援につながるための取組を実施する。

(ニ) 窓口から遠隔の町村における生活困窮者支援のため、次の取組を実施する。

a 出張相談（役場内のスペースで相談業務を行う）の実施

b 福祉事務所を設置していない町村における相談窓口の円滑な実施及び設置に向けた支援

c 役場職員や社協職員等が、定期的に、利用者とともに家計の状況を確認し、助言することができるようにするための人材養成の取組

(ホ) 地域の生活困窮者を、地域の社会資源や住民等の参画を得ながら早

期に把握できるようにするための、地域ネットワークづくりに向けた取組

- (キ) 住まい相談対応については、住宅関係機関（居住支援協議会、居住支援法人、不動産業者等）と連携して取り組み、地域の居住支援システム構築に取り組むこと。

イ 居住支援事業について

- (ア) ホテル・旅館・アパート等を借り上げる「シェルター借り上げ方式」で実施し、繁忙期においても一定期間、利用できるようアパート等を3部屋以上借り上げ対応する。また、家族類型等に応じた柔軟な支援のための取組を実施する（業務の一部を適切な実施が期待できる団体に再委託してもよい。）

- (イ) 窓口から遠隔の町村における生活困窮者支援のための取組

ウ 家計改善支援事業及び家計改善支援強化事業について

- (ア) 利用者一人ひとりの生活再生に向けた意欲を引き出した上で、将来の見通しの中で自ら家計管理できるように支援するために必要な取組

- (イ) 窓口から遠隔の町村における生活困窮者支援のための取組

- (ウ) 特定被保護者を支援する場合は、福祉事務所と密に連携して支援すること。

エ 人材養成推進事業について

- (ア) 法に基づく事業に従事する県及び市等の職員を対象とした研修の実施（研修内容は、別添「沖縄県生活困窮者自立支援制度人材養成研修カリキュラム」を参考とすること。）

- (イ) その他従事者の資質向上のために必要な取組

- (ウ) 研修企画チームの円滑な運営

オ 法第3条第4項に規定する就労準備支援事業との連携

カ 法第9条に規定する町村部における支援会議へ参画することや、未設置圏域での設置促進のための取組

7 その他

契約締結後、速やかに、本業務の実施計画書を提出すること

- (1) 事業に着手したときは、統括責任者及び人材養成推進事業担当者を併せて届け出ること。
- (3) 次に掲げるものを除き、本業務の全部の履行を一括又は分割して第三

者に委託し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

ア 居住支援事業に付随する業務（借り上げた部屋の保守等）

イ 離島における相談支援業務

ウ その他簡易な業務（適切な外部講師または専門職の派遣、相談窓口の警備保障、清掃、ゴミ処理、ポスティング、ホームページ保守、看板の設置、その他県が簡易と決定した業務）

(4) 契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、(3)のア及びイについては、契約年の4月1日から事業を実施する必要があるため、事後に行うことができる。また、(3)のウについては、手続を省略することができる。

(5) 事業が終了したときから10日以内に、次のア～エの内容を記載した「実績報告書」提出すること。

ア 業務概要

イ 実施体制図等

ウ 業務による成果（総論及び各論）

エ 業務の実施に要した経費の内訳

(6) 当該契約年度の翌年度の受託事業者適切に引継ぎを行うこと。引継ぎに係る費用については、当該契約年度の受託事業者の負担とする。

(7) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は定めのない事項については、県と受託事業者双方で協議するものとする

別表

(種別ごとの合計人数)

	北部事務所	中部事務所	南部事務所	南部支所	計
主任相談支援員	1	1	1	1	4
相談支援員	1	4	4	0.5	9.5
就労支援員	1	1	1	0.5	3.5
住まい相談支援員	1				1
家計改善支援員	1	2	1		4
家計改善支援強化支援員			1		1
アウトリーチ支援員		1	1		2
相談補助員等	1以上				1以上

※住まい相談支援員は、場所は定めないが「1」以上配置すること。

※相談補助員等は、場所は定めないが「1」以上配置すること。